平成２６年度第２回

茨城県都市計画審議会議事録

日　時　　平成２６年１２月２４日（水）午後１時３０分から
場　所　　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅰ　会議の日時及び場所

１　日時　平成２６年１２月２４日（水）
　　午後１時３０分から午後２時７分まで

２　場所　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅱ　出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

Ⅲ　議題

別記付議案一覧のとおり

Ⅳ　議事

１　議事の公開

都計諮問第２号及び第３号の公開が決定された。

２　議事録署名人の氏名

議長から議事録署名人として葉梨委員と米川委員が指名された。

３　議案審議

都計諮問第２号　「北茨城都市計画道路の変更」

都計諮問第３号　「つくばみらい都市計画下水道の変更」

【都計諮問第２号　「北茨城都市計画道路の変更」】

○議長　それでは審議を始めたいと思います。都計諮問第２号につきまして，事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　都市計画課と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから，都計諮問第２号北茨城都市計画道路の変更についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては，お手元の付議案の１ページ，付議案図面につきましては１の１ページから１の２ページでございます。よろしくお願いいたします。

本案件は，茨城県と福島県にまたがる形で計画をされてございます国道６号，仮称でございますけれども，勿来バイパスについて，茨城県内の区間を都市計画道路関本中線として決定するものでございます。詳細につきましては，正面のスクリーンを使ってご説明をさせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

初めに，北茨城都市計画区域の位置関係でございます。北茨城都市計画区域は，本県の最北部に位置する北茨城市，画面では黄色く表示されておりますけれども，こちらのうち臨海部に相当します青く表示されている部分，こちらが都市計画区域になっておりまして，北側は福島県のいわき市に隣接しております。

次に，ちょっと図面の向きが変わりまして，向かって右手が北側になりますが，北茨城市の主な交通網についてでございます。

今回，関本中線を決定しようとする地域は，北茨城市の北部に位置します大津地区となってございます。この地域における主な交通網といたしましては，まずＪＲ常磐線，それから高速道路の常磐自動車道，国道６号，また，県道といたしまして塙大津港線，山根大津港線，里根神岡上線などが配置されている状況にございます。

このうち国道６号についてでございますが，東京の日本橋を起点といたしまして仙台市に至る主要な幹線道路でございまして，本県においても南北交通のいわゆる大動脈という形になってございます。

このため，県内におきましては，国道６号日立バイパスを初め，複数の工区で現道拡幅やバイパス整備が事業化されておりまして，福島県におきましては，いわき市の勿来駅北側まで常磐バイパスとして４車線化が行われるなど，着実に整備が進められているところでございます。

北茨城市におきましても，国道６号は通勤通学など，いわき市との県境を越えた交流を支える重要な役割を担っておりますが，現状におきましては十分な整備がなされておらず，幹線道路として十分な機能を発揮することが求められているところでございます。

続きまして，上位計画との関係についてご説明をさせていただきます。

まず，茨城県の都市計画マスタープランにおいてでございますが，「県域を越えた広域的な連携」や「都市間ネットワークの強化」が掲げられておりまして，県北臨海ゾーンの都市施設に関する方針としまして，国道６号などの広域幹線道路の整備を図り，福島県との連携強化を図るということで示されておるところでございます。

続きまして，北茨城市の都市計画マスタープランでございますけれども，連携・交流を強化するとともに，まちの活力を育み，誰もが快適に，そして安心して生活できる交通体系の実現を目指すというふうに記載されてございます。

また，北茨城市の北部地区のまちづくりの中で，隣接するいわき市へ至る幹線道路など交通道路ネットワークの整備の充実が必要とされておりまして，関本中線はこれらの機能を担う路線となってまいるところでございます。

今回の関本中線の決定に至りました主な理由，あるいは必要性をご説明させていただきます。

まず第１に，交通混雑の解消でございます。

北茨城市大津地区の国道６号におきましては，交通の集中により主要な渋滞箇所を初めとして混雑が発生するとともに，沿道あるいは枝道からの出入りの多さも相まって，追突事故等が多く発生しているため，主要幹線道路として交通混雑を解消し，移動の円滑化を図る必要がございます。

参考までに，左に写真を載せさせていただいておりますけれども，向かって左側が本県北茨城市内の渋滞の状況，右側が福島県いわき市内での渋滞の状況を写真に表示させていただいております。

次に，第２点といたしまして，救急医療活動の充実でございます。

北茨城市において発生した重篤な患者さんが，いわき市にございます第三次救急医療施設，こちらに搬送して受け入れていただいているなど，結びつきが非常に強い状況にございますけれども，その搬送経路としての面で迅速に搬送できる速達性の確保が必要になっております。

また，去る11月４日になりますが，移転開院した北茨城市の市立総合病院，図面の下のほうの位置になりますが，こちらのアクセス道路としての充実も求められているところでございます。

第３点目といたしまして，災害時の機能確保でございます。

東日本大震災のときには，皆様ご承知のとおり，当該道路は，津波浸水によりまして約２日間にわたって通行止めが発生しております。緊急輸送路または避難道路としての脆弱性も非常に課題となってございますことから，写真右が津波で冠水して通行止めになっている状況でございますけれども，こういった課題を解決するために，また，現在の状況ですと近接する主要な迂回路というのがないので，大きく回って迂回していかなきゃならないという課題もございまして，迂回機能，あるいは災害時の緊急避難等について機能強化が喫緊の課題となっておるところでございます。

次に，今回決定しようといたします関本中線，国道６号勿来バイパスの茨城県区間でございます。こちらについて概要をご説明させていただきます。

本路線でございますけれども，北茨城市関本中地内の都市計画道路二ツ島・関本中線，画面左手の赤く表示された路線でございます。こちらは県が県道里根神岡上線として現在整備を進めているところでございます。

それから，都市計画道路の北町・関本中線，今点滅しているところでございます。こちらの交差点から福島県との県境，画面で赤い矢印で表示されている区間でございます。こちらの区間を延長約1,730メートル，幅員11メートル，車道の車線数が２として決定するものでございます。

道路規格につきましては第３種第２級，設計速度60キロの計画となって

ございまして，標準横断図につきましては，画面右上のとおりとなってございます。

なお，福島県側におきましても，この青い点線で表示されている区間でございますけれども，同様に茨城県境から国道６号常磐バイパスまでの区間，延長にしまして約2,460メートルをほぼ同時に都市計画決定するということにしてございまして，事業化後は両県をまたぐ形で国道６号勿来バイパスとして整備される予定となってございます。

次に，ルート選定の考え方についてご説明をいたします。

今回のルート検討に当たりましては，国土交通省が，昨年６月から今年の２月にかけまして事業の必要性や妥当性を検証するための計画段階評価という作業を実施しておりまして，地元住民や企業の皆さんへの２回にわたる意向聴取を行い，その結果等を踏まえ，学識経験者などで構成されます社会資本整備審議会の小委員会で審議が行われました。

基本的には現道の拡幅とバイパス，この２案を比較検討するような形で進められておったところなんですが，家屋移転等の生活への影響が小さいこと，あるいは経済性の面で優れること，それから住民の意見として津波浸水区間を回避したルートを望むという声が多かったものですから，現道拡幅ではなくて，内陸側にバイパスとして整備するという方針が決定されました。ごらんの上側の赤い点線の部分でございます。

具体的に申しますと，福島を含めて勿来バイパス全体でごらんいただきますが，北茨城市の里根神岡上線バイパスといわき市の常磐バイパスまでを結ぶものとなってございまして，ほぼ最短ルートで通っていくような形になってございます。

主なコントロールポイントといたしましては，図上ではピンク色で表示させていただいておりますが，既存市街地の家屋，あるいは黄色く表示させていただいておりますけれどもゴルフ場，それから勿来の関を含んだ形で勿来の関公園というのが既存の公園としてございますけれども，こちらへの影響を回避するようなルートとなっておるところでございます。

続きまして，この整備によりまして期待される効果についてご説明させていただきます。

まず第１に，先ほどもお話しさせていただきましたが，地域の課題となっておった交通混雑の緩和が図られ，移動が円滑化し，交通事故の減少につながるということで，誰もが快適に，そして安心して生活できる交通体系の実現に寄与することができるというふうに考えてございます。

また，医療の面についてでございますが，救急搬送の場面で迅速に搬送が可能となる速達性が確保されると同時に，新設されました北茨城市立総合病院，こちら第二次の救急医療施設となってございますが，こちらといわき市にございます第三次救急医療施設を連絡する路線としても期待がさ

れているところでございます。

それから，災害時の緊急輸送路あるいは避難道路として機能強化が図られるなど，当該地域における幹線道路ネットワークが充実されることとなります。

これらを通じて，県境を越えて結びつきの強い北茨城市やいわき市の観光交流などの一層の促進が図られることとなります。

続きまして，公聴会及び縦覧の結果等についてご報告をさせていただきます。

平成26年８月21日から29日まで，都市計画素案の閲覧とともに公述を受け付けしましたところ，公述の申し出についてはございませんでした。

また，都市計画法第17条の規定に基づき，平成26年10月30日から11月13日まで２週間公衆の縦覧に供しましたところ，意見書の提出はございませんでした。

なお，福島県の区間につきましても，同時期に縦覧等を行ってございますけれども，本県と同様に意見書の提出はございませんでしたので，あわせてご報告をさせていただきます。

最後になりますけれども，都市計画法第18条の規定によりまして，地元北茨城市に意見を求めましたところ，異議はない旨の回答をいただいているところでございます。

以上で，都計諮問第２号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。　それでは，ただいまの件につきましてご意見，ご質問をお願いしたいと思います。

○Ａ委員　通るルートから見て，特に問題はないと思うんですけれども，いわゆる郊外幹線沿道のいろいろな商業施設がここにわっと出てくるというようなことは基本的にないというふうに理解しておいてよろしいでしょうか。

○事務局　ちょっと画面を戻していただいて，結論を先に申し上げます。茨城県区間におきましては，現況はほとんど山中でございまして，道路につきましては山を切ってつくるか谷を盛ってつくるような形になってございます。基本的に現況でも住宅を含め建物の張りつきというのはほとんどないような状況にございますので，当分の間は，沿道の商業の展開等はないものと推測されますが，仮に出てきた場合においては，状況に応じて適切な対応をとってまいりたい，こういうふうに考えております。

○議長　Ｂ委員お願いします。

○Ｂ委員　説明にもありましたけれども，津波のことなんか考えたときに，大変いいルートができてくると思うんです。それで，当面はあそこの起点とするとこ

ろで，あとは県道ですか，155号につなぐんですが，将来的にそれを何らかの形で補強する計画とか，それから６号のそれがそこでとまっちゃうんじゃなくて，多分６号バイパスみたいな形で今の県道部分を何らかの振りかえとかが起こってくると思いますが，その辺の行動日程みたいなものは何か決まりつつあるんでしょうか。

○事務局　現在のところで申し上げますと，今，画面に表示されているとおりのネットワーク，国道６号が横の方向の交差点まで来て，そこから６号に何らかの形で，各種のネットで戻っていくという形になります。将来的に６号のバイパスでどう位置づけをしていくかというご質問かと思いますけれども，こちらについてはまだその行動計画としてのスケジュールみたいなものは具体的に定まっているものではございません。

ただ，国道６号につきましては，県内いずれの区間，単独のバイパスがあったり，現道があったりということで，全区間においてバイパスとしてどう整理をしていくかという議論が必要になってこようかと思いますので，そちらは整備事業者であります国土交通省の方と綿密に協議をしながら，将来にわたって国道６号バイパスどのような位置づけにあったらいいのかというのを協議しながら決めさせていただきたいと考えております。

繰り返しになりますけれども，その目標時期というのは，現段階では具体的に定まっているものではございません。

○議長　ほかにご意見，ご質問ございますか。よろしいですかね。それでは，ご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第２号につきましては，原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　それではご異議なしと認め，都計諮問第２号については原案どおり可決といたします。

【都計諮問第３号　「つくばみらい都市計画下水道の変更」】

○議長　続きまして，都計諮問第３号につきまして，事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　引き続きまして，都市計画課から都計諮問第３号つくばみらい都市計画下水道の変更についてご説明をさせていただきます。付議案のページにつきましては２ページ，付議案図面につきましても２ページでございます。

この案件につきましては，つくばみらい市の公共下水道の排水区域を拡

大するものでございます。詳細につきましては，同様に正面スクリーンを使ってご説明させていただきますので，よろしくお願いいたします。

まず初めに，つくばみらい市の位置関係からご説明させていただきます。つくばみらい都市計画区域につきましては，県の南部，今，青く表示されている部分ですけれども，東京の都心からおおむね40キロ圏に位置しておりまして，この都市計画区域はつくばみらい市の市域全域で構成されている形となってございます。

周辺の市町村でございます。北から時計回りにご説明させていただきますが，北につくば市，東に龍ヶ崎市，南に取手市，守谷市，北西部といったらいいんでしょうか，常総市，以上の５市に囲まれるような形で位置しているところでございます。

続いて，この中に赤で囲まれた区域，こちらが今回都市計画を決定する区域，拡大するとこういう形になってくるわけでございますが，つくばみらい市の概況についてご説明をさせていただきます。

つくばみらい市につきましては，市のほぼ中央部を東西に常磐自動車道，それから平成17年に開業しましたつくばエクスプレスが走ってございまして，市の西部を南北に国道294号，これに並行する形で関東鉄道常総線が走ってございます。これらの主要交通網を補う形で，つくば市方面，あるいは守谷市，常総市などと連絡する主要地方道や一般県道が走っておるところでございます。

ここで，県決定ということで今回ご説明申し上げておりますが，こちらの理由について簡単にご説明をさせていただければと思います。一般的に，公共下水道の都市計画につきましては，市の事業でございますと同時に，都計法上も市町村の決定となるのが通常の形でございます。今回のつくばみらい市の公共下水道変更については，県決定案件として付議をさせていただいております。これにつきましては，つくばみらい市と守谷市，市境が出てまいりますが，この青い一点鎖線が市境になりまして，図面上側がつくばみらい市，下側，南側が守谷市になるわけでございますが，図面右下のエリア，こちらがつくばみらい市と守谷市にまたがってつくばエクスプレスの車両基地が建設運用されてございまして，図面上では赤く囲われている部分ですけれども，こちらが平成17年の開業に向けて運用を開始するときにつくばみらい市と守谷市にまたがって処理する排水を，つくばみらい市側の公共下水道で一括処理するということで都市計画決定がなされておりまして，以来，その下水道の処理区域がつくばみらい市と守谷市複数の市町村にまたがることから，県決定として諮問させていただいているところでございます。

それでは，つくばみらい市の公共下水道の経緯についてご説明をさせていただきます。

この公共下水道ですが，昭和60年に都市計画決定がなされております旧谷和原村の公共下水道を前身としまして，平成５年にＴＸの沿線開発地区でございます伊奈・谷和原丘陵部地区を追加するなどして，谷和原・伊奈公共下水道として新たに都市計画決定がされてございます。それから，平成10年になりますけれども，先ほどご説明したつくばエクスプレスの車両基地を含めて排水区域の拡大を行いまして，平成20年に伊奈町，谷和原村が合併してつくばみらい市となったことによって，つくばみらい市の公共下水道として決定をされたところでございまして，当初の決定からこれまで３回にわたって排水区域が拡大されると同時に名称変更等が行われてきたところでございます。

現在，都市計画決定されている排水区域でございますが，画面上，黒く囲われたエリアが現在計画決定されているエリア，合計で約786ヘクタールとなってございまして，画面左下に位置しております旧谷和原村の国道294号沿線に整備されました小絹地区，それから画面右上になりますけれども，ＴＸ沿線開発のみらい平駅周辺地区，それからこの２カ所を結びます主要地方道つくば野田線，こちらの緑の道路になりますけれども，こちらの周辺の既存集落を中心とした区域となってございます。

現在までの整備状況でございますが，計画決定786ヘクタールのうち，おおむね665ヘクタールが整備済みとなってございまして，割合で申しますと約85％が完了しているというところでございます。

今回，ここに赤で塗りつぶしをさせていただいております筒戸地区と小張地区の二つの地区，合わせて41ヘクタールを下水道の排水区域に追加しようとするものでございまして，また，つくばみらい市の公共下水道につきましては，単独の公共下水道でございまして，画面左手に黄色で示します小絹水処理センターで排出される処理水につきましては，鬼怒川に放流している形となってございます。

それでは，今回追加します２地区についてご説明をさせていただきます。初めに，画面左側の筒戸地区についてご説明をさせていただきます。この筒戸地区を拡大したものが，画面左上のものでございますけれども，合計で面積が38.4ヘクタールとなってございます。この地区は，画面向かって左手から常磐自動車道谷和原インターチェンジが左隅のほうに見えてございますが，この周辺において立地している流通業務施設，それから画面の真ん中あたりになりますけれども，現在建設が進められておりまして，来年の４月に開校予定となっております学校施設，仮称でございますけれども開智望小学校の立地が進んでいる地区でございまして，これらの市街化の状況に合わせて約38.4ヘクタールを追加決定し，整備を進めるものでございます。

続きまして，小張地区についてご説明をさせていただきます。今回の小

張地区の区域を拡大すると，このような格好になってございます。ごらんのとおり，みらい平地区に隣接する形となってございまして，既に18戸の住宅，この写真のような形で住宅が立地している地区でございます。住民から下水道の整備要望も非常に高く，要望書等も提出されておるところから，既に都計決定されている周辺区域と一体的に整備を図ることとして，約2.3ヘクタールを追加決定するものでございます。

ちなみに，先ほどご説明した筒戸地区，それから小張地区については，企業が立地している青く塗った部分を除いて都市計画法第34条第11号の規定に基づく区域指定がなされているところでございます。

続きまして，上位計画についてご説明をさせていただきます。今回拡大する２地区，合わせて41ヘクタールでございますけれども，公共用水域の水質保全を維持するために必要な下水道整備のマスタープランでございます「利根川流域別下水道整備総合計画」に位置づけがされているところでございます。また，生活排水処理施設の整備を県全域に一体的に推進するためのマスタープランでございます「茨城県生活排水ベストプラン」にも位置づけがされているところでございます。

以上，２地区合計約41ヘクタールの区域を追加しまして，排水区域を786ヘクタールから約827ヘクタールにしようとするものでございます。

この41ヘクタールを追加して整備を進めることにより，都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに，鬼怒川及び小貝川を初めとする公共用水域の水質保全に資するものでございます。

最後に，公聴会縦覧等の手続についてご説明をいたします。この都市計画の変更につきまして，平成26年８月28日から９月５日まで都市計画素案の閲覧及び公述を受け付けましたところ，公述の申し出はございませんでした。また，同年10月30日から11月13日までの２週間，都市計画案を公衆の縦覧に供しましたところ，意見書の提出はございませんでした。最後になりますけれども，都市計画法第18条の規定によりまして，地元つくばみらい市及び守谷市に意見を求めましたところ，異議はない旨の回答をいただいておるところでございます。

以上で，都計諮問第３号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　それでは，ただいまの件につきまして，ご意見，ご質問がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

それでは，特段のご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第３号につきましては，原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　それでは，ご異議なしと認め，都計諮問第３号については原案どおり可決といたします。

○議長　以上をもちまして，今回付議されました案件についての審議は終了いたしました。都計諮問第２号及び第３号については，原案どおり可決ということで，本日付をもって知事に答申をいたします。ありがとうございました。

－　閉　会　－

平成２６年度第２回茨城県都市計画審議会　委員出席状況

組　織	職　名	氏　名	出　欠
学識経験のある者	弁護士	大　津　晴　也	欠　席
	筑波大学システム情報系社会工学域教授	谷　口　　守	出　席
	茨城大学名誉教授	山　形　耕　一	出　席
	一級建築士	中　﨑　妙　子	欠　席
	茨城県農業会議会長	葉　梨　　衛	出　席
	茨城県経営者協会顧問	川　又　　諭	出　席
	茨城県バス協会会長	米　川　公　誠	出　席
市町村長を代表する者	守谷市長	会　田　真　一	欠　席
	大洗町長	小　谷　隆　亮	欠　席
県議会の議員	茨城県議会議員	桜　井　富　夫	欠　席
	茨城県議会議員	西　條　昌　良	欠　席
	茨城県議会議員	田　山　東　湖	欠　席
	茨城県議会議員	飯　塚　秋　男	出　席
	茨城県議会議員	細　谷　典　幸	欠　席
	茨城県議会議員	長谷川　修　平	出　席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	田　口　文　明	出　席
	茨城町議会議長	小　貫　和　通	出　席
関係行政機関の職員	関東財務局水戸財務事務所長	寺　田　早　苗	代理　管財課長 田中　秀
	関東農政局長	末　松　広　行	代理　農村計画部農村振興課課長補佐 佐藤　榮一
	関東経済産業局総務企画部長	畠　山　一　成	代理　総務企画部企画課総括係長 麻生　浩司
	関東運輸局長	又　野　己　知	代理　茨城運輸支局長 高橋　芳則
	関東地方整備局長	越　智　繁　雄	代理　常陸河川国道事務所副所長 外川　和彦
	茨城県教育委員会教育長	小野寺　　俊	代理　文化課長 小沼　和美
	茨城県警察本部長	大　平　　修	代理　交通部交通規制課長 安田　浩

出席　16 名
欠席　 8 名
} 24 名

平成２６年度第２回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問番号	題　　名	決定機関	計　画　内　容
2	北茨城都市計画道路の変更	茨城県	３・６・２３号　関本中線の追加 （（仮称）国道６号勿来バイパス） （北茨城市）
3	つくばみらい都市計画下水道の変更	茨城県	つくばみらい市公共下水道　排水区域の変更 （つくばみらい市）
	計２件		